

岩手、平4不2、平5.9.21

命 令 書

申立人 国鉄労働組合盛岡地方本部

被申立人 東日本旅客鉄道株式会社

主 文

被申立人は、申立人に対し、本件命令書交付の日から7日以内に、下記文書を手交しなければならない。

記

年 月 日	
国鉄労働組合盛岡地方本部 執行委員長 A 1 殿	東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 B 1
当社の盛岡駅首席助役が、貴組合員に対し、貴組合から脱退するように働きかけたことは、このたび、岩手県地方労働委員会において、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認定されましたので、今後このような行為を繰り返さないことを誓約いたします。	

理 由

第1 認定した事実

1 事件の概要

平成4年4月1日、申立人国鉄労働組合盛岡地方本部（以下「盛岡地本」という。）の組合員A2（以下「A2」という。）は、盛岡駅のみどりの窓口から盛岡駅旅行センター（以下「旅行センター」という。）に、担当業務が変更となった。

同月2日、A2は、被申立人東日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という。）の盛岡駅首席助役B2（以下「B2首席助役」という。）に誘われ、午後6時40分頃から2時間近く、二人で飲食した。

同月6日、A2は、旅行センターから盛岡駅の在来線改札に、再び担当業務が変更となった。

盛岡地本は、同月2日の飲食の際、B2首席助役がA2に対し、組合から脱退するよう働きかけたと主張し、このことは、会社が盛岡地本の組織の弱体化を狙った支配介入であり、労働組合法第7条第3号に該当するとして、支配介入の禁止並びに陳謝文の手交及び掲示を求め、同年6月1日、本件不当労働行為救済申立てを行った。

2 当事者等

- (1) 会社は、昭和62年4月1日、日本国有鉄道改革法（以下「改革法」という。）に基づき、日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）が経営していた旅客鉄道事業のうち、本州の東日本地域（主として東北及び関東地方）における事業を承継して設立された株式会社で、肩書地に本社を置き、本件申立時の社員数は、約8万900名である。

会社は、地方機関の一つとして盛岡支社（以下「支社」という。）を置き、その下に現業機関として、駅、運輸区、客車区、電力区、信号通信区等を置いているが、盛岡駅は、その現業機関の一つである。

- (2) 盛岡地本は、申立外国鉄労働組合（以下「国労」という。）及びその下部組織である申立外国鉄労働組合東日本本部の下部組織として、会社の事業区域のうち、岩手県及び青森県を中心とする地域で勤務する者等で組織する労働組合であり、本件申立時の組合員数は、約1,820名である。

盛岡地本には、下部組織の一つとして盛岡支部があり、また、盛岡支部の下部組織の一つとして、盛岡駅とその周辺の駅に勤務する者で組織する盛岡駅連合分会（以下「分会」という。）があり、本件申立時の分会員数は、約110名である。

- (3) 会社には、国労以外に、東日本旅客鉄道労働組合（以下「東労組」という。）等の労働組合がある。

3 本件申立てに関連する労使事情

- (1) 国鉄の分割民営化に伴う労使紛争

昭和62年4月1日、改革法に基づき、国鉄が経営していた事業の大部分は、6旅客鉄道株式会社等11の承継法人（以下「承継法人」という。）に引き継がれた。この当時から、国鉄の分割民営化に反対の立場をとる国労と承継法人との間において労使紛争が生じ、国労から、全国の地方労働委員会に対し、数多くの不当労働行為救済申立てがなされ、そのほとんどが、本件申立時においても、地方労働委員会又は中央労働委員会に係属している。

- (2) 盛岡駅及び旅行センターにおける国労組合員数の状況

盛岡駅における国労組合員数は、昭和62年11月時点で、社員約250名に対し、約110名であったが、平成4年4月時点では、社員約240名に対し、約70名と減少した。

また、旅行センターにおける国労組合員数は、昭和62年4月時点で、社員16名に対し、6名程度であったが、平成元年4月時点では、社員15名に対し、1名となり、平成3年6月以降は、A2が平成4年4月1日付けで旅行センターの担当となるまで、国労組合員はいなかった。

- (3) 地区指導センターのコミュニケーション活動等

ア 支社は、担当する区域内の現業機関に係る業務の指導等を行わせるため、「地区指導センター」を盛岡駅等に置いていた。

地区指導センターの主な業務内容は、社員管理、増収及び経費節減、

フロントサービス、輸送状況等の把握及び改善などに関するものであった。

イ 地区指導センターは、業務の一つとして、地区、各職場におけるコミュニケーション活動（勉強会、レクリエーション、飲み会等）を東労組と行っていたが、国労とは行っていなかった。

ウ 盛岡地区指導センターは、平成4年12月18日、担当区域内の現場長等を対象に、第8回地区連絡会を招集し、席上、次の会議資料を配付した。

連 絡 事 項

平成4年12月18日

盛岡地区指導センター

《 1 から 6 まで省略 》

7. 意識改革社員、今年度3人目

12月1日付 盛岡第二信通区 電気係 A

この会議資料に記載されている「意識改革」に関連して、昭和63年1月6日の地域間異動の会議の際、当時の盛岡支店のB3次長が、「ダダをこねた者が最後に本務ではダメだ。国労以外ならどこでも良い。」「生首では切らないが、徹底して国労と他組合員との差をつける。」「支店内異動もあわせて実施していく。意識改革問題も考慮し五月雨式に随時異動を実施していく。」などと述べたことがあった。

なお、前記の地区連絡会で「意識改革社員」として報告されたAの国労からの脱退届が、Aの委任を受けた東労組盛岡地方本部から、平成4年12月2日付けで、盛岡地本に送付されていた。

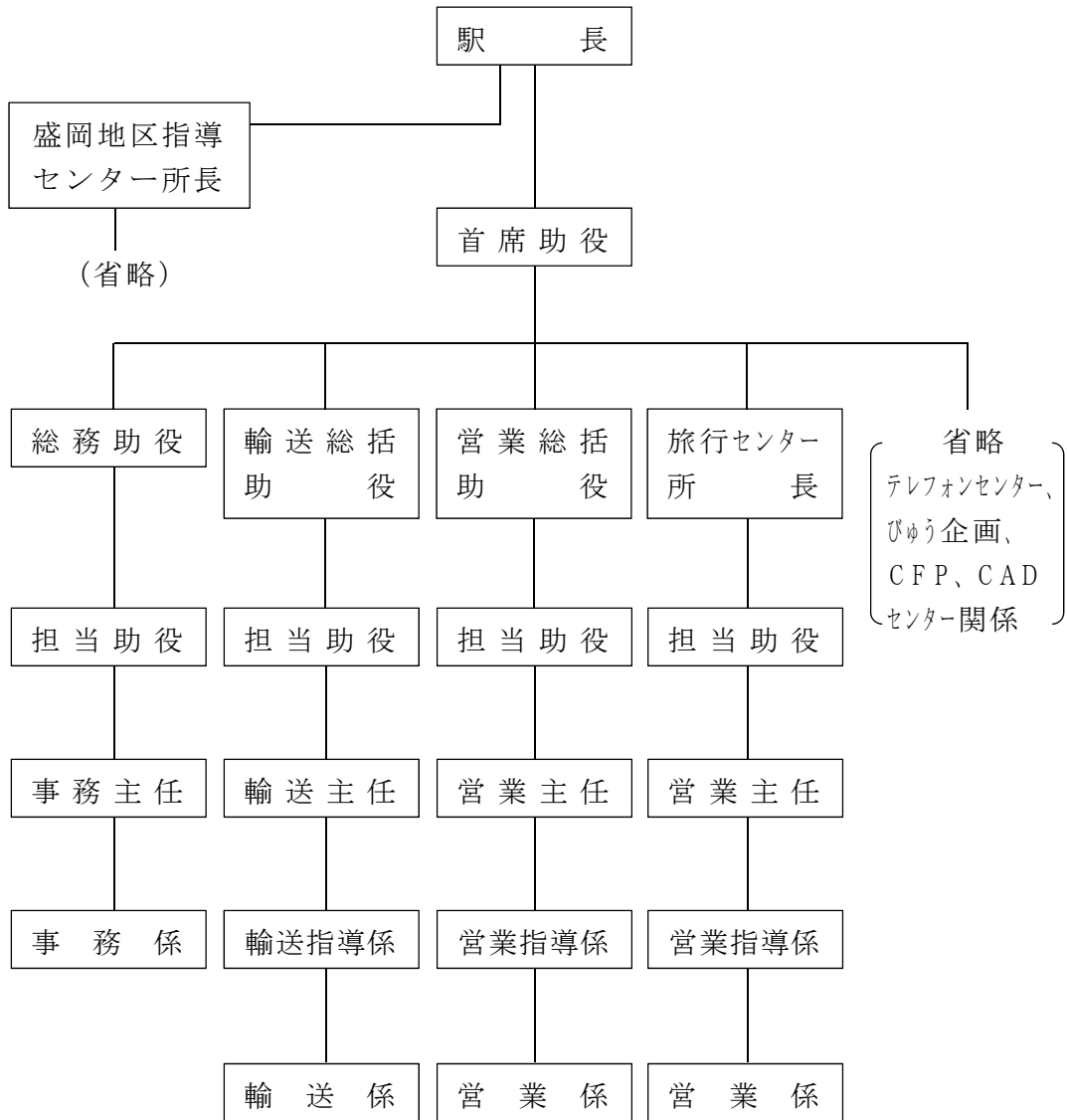
4 本件の具体的事実

(1) 盛岡駅の業務内容等

ア 盛岡駅には、輸送又は運転の業務、営業業務及び事務業務があり、このうち、営業業務は、平成4年4月当時、みどり・出札、改札、案内、精算、旅行センター、テレフォンセンター、びゅう企画、CFP、CADセンター等で取り扱われていた。

盛岡駅の指揮命令系統は、平成4年4月当時、次のとおりであり、営業総括助役の下で、みどり・出札、改札、案内、精算等の業務が行われ、また、旅行センター所長の下で、セールス業務を行う渉外担当、カウンター接客業務を行うフロント担当、事務整理又は助成業務を行う後方担当に分かれ、団体旅行の募集、宿泊施設の紹介等の旅行業務が取り扱われていた。

[平成4年4月当時の盛岡駅の指揮命令系統]



イ 盛岡駅長は、現場長として、駅業務全般の管理及び運営を行うため、盛岡支社業務管理規程第6条の規定に基づく権限を有しており、次のとおり、部下社員の勤務指定を行うこと、また、部下社員に対し主催又は手配旅行の出張を命ずることも、その権限とされていた。

[盛岡支社業務管理規程（抜粋）]

別表第2（第6条）

現場長の専決事項

◎ 共通事項

《1 省略》

2 部下社員の勤務指定をすること。

《3 及び 4 省略》

5 部下社員に対し、主催又は手配旅行に添乗するための出張（海外を除く）を命ずること。

《6 から28まで省略》

ウ 「勤務指定」とは、東日本旅客鉄道株式会社就業規則第63条第1項に規定されているとおり、社員の翌月の所定労働時間等を毎月25日までに勤務指定表により指定することをいうが、例えば、盛岡駅内において、みどりの窓口から旅行センターに担当業務が変更となるように、社員の担当する職務内容や勤務場所の変更（以下「担当業務の変更」という。）を行う場合も、勤務指定により行われていた。

なお、盛岡駅以外の現業機関に転勤する場合等は、「人事異動」により行われていた。

[東日本旅客鉄道株式会社就業規則（抜粋）]

（勤務指定）

第63条 会社は、労基法第32条の2の規定に基づく社員の翌月及び翌月各日の所定労働時間、翌月各日の始終業時刻及び休憩時間の配置並びに翌月の休日等を毎月25日までに勤務指定表により指定する（以下「勤務指定」という。）。《以下省略》

2 会社は、業務上の必要がある場合、指定した勤務及び指定した休日等を変更する。この場合、会社は、速やかに関係社員に周知する。

《以下省略》

盛岡駅においては、盛岡駅長が勤務指定を決定するが、その原案の作成は、通常の場合は総括担当の助役等が行い、担当業務の変更を伴う場合は首席助役と総括担当の助役等が行っていた。

また、勤務指定は、勤務指定表により社員に周知されるが、担当業務の変更を伴う勤務指定の場合は、併せて直属の助役から口頭で伝えることとされていた。

(2) 盛岡駅における平成4年4月の人事異動等

支社は、平成4年4月1日から、新規施策として「旅行業体制の拠点化」及び「JR東日本テレフォンセンターの回線増強」を実施することとし、また、子会社として「株式会社ジャスター」を設立することとした。

このため、盛岡駅においては、旅行センターの要員を23名から34名に、JR東日本テレフォンセンターの要員を17名から28名にそれぞれ増員するとともに、株式会社ジャスターへ30名を出向させることとなり、一般の人事異動等と併せ、平成4年4月1日付けで、53名の人事異動及び20名程度の担当業務の変更が行われた。

盛岡駅における4月1日付け人事異動数は、昭和63年度以降、次のとおりである。

63年度	元年度	2年度	3年度	4年度
7名	0名	32名	13名	53名

(3) A2の経歴等

ア A 2 は、昭和36年9月、試用駅手として国鉄に採用され、沼宮内駅、陸中花輪駅勤務を経て、昭和43年10月から盛岡駅に勤務し、平成4年4月1日現在、営業指導係の職にあった。

イ A 2 は、昭和36年頃、国労に加入し、盛岡駅勤務となってからは、分会の執行副委員長等の役員歴があるが、平成4年4月1日現在、組合の役員ではなかった。

なお、A 2 は、同日において、旅行センターにおける唯一の国労組合員であった。

ウ A 2 は、昭和55年6月から旅行センターの担当となり、会社発足後も引き続き、旅行センターの担当として勤務し、昭和63年1月、みどりの窓口を担当業務が変更となるまで約8年間、渉外やフロント業務に従事した。

また、みどりの窓口の担当となってからも、増収活動として、団体旅行の募集や添乗を行っていたが、A 2 のように、旅行センターに勤務していない社員が、団体旅行の添乗を行うことは、あまりなかった。

平成3年度にA 2 が募集し、又は添乗した実績は、次のとおりであった。

団体旅行の名称	実施時期	A 2 が募集した人数	A 2 の募集による収入金額	A 2 の添乗の有無
	月	名	円	
東京駅開業記念	6	6	358,800	無
青森ねぶたの旅	8	7	108,500	〃
大曲花火の旅	8	37	312,500	有
ふれあい営業号	10	20	596,000	〃
民謡カラオケ	11	80	2,800,000	〃
忘年買物ツアー	12	40	880,000	〃
都南村民号	3	10	315,000	〃

エ A 2 は、昭和53年頃、自転車で走行中に転倒し、入院したことがあり、その後遺症のため、病院に通院し、薬を服用していた。

A 2 は、旅行センターの担当だった昭和62年とみどりの窓口の担当だった平成2年の2回、勤務中に意識が薄れたことがあり、その際、救急車で病院へ運ばれたことがあった。

昭和62年に意識が薄れた時は、当時の上司から「自動車の運転は控えるよう」に指示され、また、渉外業務は2人体制で行うようになったが、それ以外にA 2 の健康に関して、会社から指示を受け、あるいは報告を求められたことはなかった。

A 2 は、この後遺症について、医師から、薬を飲んでいけば症状もコントロールでき、仕事に影響はないと言われていた。

(4) A 2 の平成4年4月1日付け担当業務の変更

ア 旅行業体制の拠点化に伴う旅行センターの要員増については、平成

4年3月10日頃、支社から盛岡駅に対し具体的な人選の指示がなされた。

盛岡駅では、旅行センター要員の人選について、B2首席助役が、B4営業総括助役（以下「B4助役」という。）やB5旅行センター所長（以下「B5所長」という。）と3回ほど打合せを行った。

イ 同月24日、A2は勤務終了後、B4助役に呼ばれ、「A2君は前にも旅行センターに勤務した関係で実績もあるし、旅行センターに再度推薦したいとB2首席に言いました。」「今度、4月1日付けで旅行センターに配属になると思います。」などと伝えられた。

その後、会社から何の連絡もなかったため、A2は、3月31日、旅行センターに行き、B5所長に4月からの勤務について尋ね、「4月2日の午前9時30分までに出勤するように」との指示を受けた。

ウ A2は、4月1日付けで旅行センターに勤務することとなったが、旅行センターの要員増により、新たに旅行センターに勤務することとなった社員の状況は、次のとおりであった。

担当	性別	年齢	旅行センター 経験の有無	国内旅行業務取扱 主任者資格の有無	備考
助 役	男	40	有	有	A 2
”	”	38	”	”	
渉 外	”	51	”	無	
”	”	32	”	”	
フロント	”	39	無	”	
”	”	37	”	”	
”	”	37	有	有	
”	”	32	”	”	
”	”	29	無	”	
”	”	29	”	無	
”	女	18	”	”	

(5) 平成4年4月2日のB2首席助役の発言等

ア B2首席助役は、昭和42年4月、国鉄に入社し、盛岡駅、八戸駅勤務を経て、昭和50年2月から盛岡鉄道管理局総務部人事課に勤務した。会社発足後も、盛岡支店総務課、支社総務部人事課等に勤務し、平成3年2月から、平成5年2月に宮古駅長に転出するまでの間、盛岡駅首席助役の職にあった。

なお、首席助役は、駅長の補佐又は代理、部下助役の指導等を主な業務としていた。

イ B2首席助役は、昭和47年から48年にかけての一時期、A2と同じ盛岡駅の出札担当として働いたことがあったが、その後、A2と個人的な交際はなく、一緒に酒を飲んだり、二人だけで話をするようなこ

とはなかった。

また、職制上も、平成4年4月当時、B2首席助役とA2の間には、旅行センター所長（又は営業総括助役）、助役、営業主任の各職制が配置されていた。

ウ A2は、4月1日が非番日だったので、同月2日から旅行センターに出勤したが、同日午後5時30分頃、B2首席助役から、「昔話をしながら一杯飲もう。」などと電話で誘われた。

A2とB2首席助役は、午後6時40分頃から、盛岡駅前の居酒屋「かかし」で、2時間近く飲食した。

この飲食の終了に際し、A2は、B2首席助役から「もう一本とるか。」と言われたが、「帰ります。今日は割り勘にしましょう。」と言って、二千円をB2首席助役に渡し、午後8時20分頃、先に席を立った。

エ A2は、「かかし」を出ると、その足で盛岡市八幡町のスナック「幸子」に行き、日詰駅で勤務中の国労組合員A3（以下「A3」という。）に電話をして、「旅行センターを出されるかもしれない。」「会いたい。」などと話した。A2は、「幸子」でA3の勤務終了を待ち、午後10時30分頃からA3と会い、B2首席助役との飲食の状況を伝えた。

同月3日の朝、A2は、かつての上司であり、盛岡駅の地下デパート「パルモ」に勤務しているC1（以下「C1」という。）に電話をして、「私をパルモの改札に使っていただけませんか。」「退職してもいいです。」などと相談した。

(6) A2の平成4年4月6日付け担当業務の変更

ア A2は、4月3日午後6時頃、帰ろうとしたところ、旅行センターのB6助役（以下「B6助役」という。）から、「何かあったんですか。」「A2さんは4月6日から勤務箇所が変わるかもしれないということをお話してくれと、所長から言われました。」などと伝えられた。

イ A2は、同月4日及び5日は休日だったが、指定券を頼まれていたため、同月4日の朝、盛岡駅の営業事務室に出向いたところ、B4助役に会ったので、これまでの経緯を話し、「なぜ国労が悪いんですか。なぜ国労は旅行センターに置かれないのですか。」などと述べた。これに対し、B4助役は、「何もそんなことはわかりませんでした。申しわけございません。このことを首席と駅長にお話します。」と答えた。

また、同日午後8時20分頃、B4助役は、A2の自宅を訪ね、「今日は大変申しわけないことをしました。何も言うことはありません。」などと述べた。

ウ 同月6日、A2は、旅行センターでB7駅長（以下「B7駅長」という。）に会ったので、話をしたい旨伝え、B7駅長もこれに応じたので、二人は、駅長室で1時間ほど話をした。この中で、A2は、B

7 駅長に同月 2 日以降の経緯を詳しく説明し、「なぜ、旅行センターから 2 日間で出されなければならないのですか。なぜ、国労は旅行センターに置かないのですか。」などと述べた。これに対し、B 7 駅長は、「私は、『都南村民号』に初めて添乗したときに、非常に大変だなあと感じました。A 2 君の体のことを考えて一番良いと思いました。」などと答えた。

エ A 2 は、B 7 駅長と話をした後、B 4 助役から、「みどりで働くか、改札で働くのか。」と聞かれたので、改札を希望し、同月 6 日付けで在来線の改札業務を担当することとなった。

盛岡駅において、4 月途中で担当業務が変更となった社員の状況は、次のとおりであった。

年齢	性別	変更月日	変 更 前		変更後の担当	備考
			担当	在籍期間		
51	男	4 月 6 日	旅行センター	5 日	在来線改札	A 2
38	〃	4 月 15 日	営業	14 日	営業推進チーム	
48	〃	〃	1 F 改札	10 月	〃	
43	〃	〃	1 F フロント	4 年 2 月	〃	
48	〃	〃	1 F 改札	6 年 2 月	〃	
33	〃	4 月 20 日	輸送	3 月	旅行センター	
30	〃	4 月 27 日	営業	1 年 5 月	テレフォンセンター	
34	〃	4 月 28 日	テレフォンセンター	5 月	輸送	
32	〃	〃	C A D	6 月	テレフォンセンター	

(注) 営業推進チームとは、無人駅の出札・集札業務等を行うため発足したものである。

第 2 判 断

1 当事者の主張

(1) 申立人の主張要旨

申立人は、次のとおり主張する。

ア 平成 4 年 4 月 2 日の B 2 首席助役の発言

B 2 首席助役は、平成 4 年 4 月 2 日、「かかし」において、A 2 に対し、「A 2 君、くどくど言わないが、あなたのことを考えて、あなたのために言うのだが、変わる気持ちはないか。」と発言し、国労から脱退するよう働きかけた。これに対し、A 2 が、「すみません。変わる気はありません。首席の期待に添えず申し訳ありません。」と脱退する意志のないことを表明したところ、B 2 首席助役は、「そうか、それでは、あなたとはお別れだね。」と言うので、A 2 は、「別れる気はありませんが、首席が別れるならしかたありません。」と返事をした。

この脱退の働きかけは、被申立人の国労敵視の労務政策に基づいて行われた組織的な介入行為であり、労働組合法第7条第3号に該当することは明白である。

イ B2 首席助役がA2を飲食に誘った理由

被申立人は、担当業務の変更を告げるためにB2 首席助役がA2を飲みに誘ったと主張し、また、B2 首席助役が、自ら話をするにしました理由として、健康問題という微妙な問題であり誤解を生じてはまずいこと、約20年前にA2と一緒に勤務していることの2点をあげているが、この主張は、極めて不自然であり、到底信用できない。

健康問題だけが担当業務の変更理由であれば、A2が隠していた病気でもないし、わざわざB2 首席助役が買って出るまでもなく、B5 所長が告げればよいことである。

また、微妙な問題を誤解なく話すという職務上の重要な目的があるにもかかわらず、酒の席という本来の目的にそぐわない場所を選んだことは極めて不自然であり、そもそもA2とB2 首席助役とは、昔話をするような親密な関係にはなく、B4 助役の方がはるかにA2との関係が親密であり、微妙な問題を誤解なく伝える適任者である。

B2 首席助役は、懐かしい話で盛り上がったため、担当業務の変更の話の切り出すタイミングを失ったなどと証言するが、職務上の重要な話をするために呼び出しておきながら、このような理由で職務を全うできなかったというのは信じ難い。

さらに、4月2日には自ら直接話をしなければならないと考えていたほど微妙な問題を、翌日には二人の部下を介して間接的に、実際にはB6 助役が、事情もわからずに通告していることは、極めて不自然である。

ウ 飲食終了時の状況

A2が飲食代の確認もしないで二千円を渡し、先に一人で店を出たことは、脱退工作が不成功に終わり、気まずい雰囲気となっていたことを裏付けており、懐かしい話で盛り上がったというB2 首席助役の証言とはかなり矛盾する。

また、B2 首席助役は、その証言によると、話を「いつ切り出そうか」と思い悩んでいたというのであって、このような状態で話が盛り上がったというのも不自然である。

さらに、B2 首席助役は、懇談をやめて帰りましょうという意味で、「今日はお別れにしようか。」と言ったと証言しているが、通常の間別れ際のあいさつとして、「別れ」という言葉を使うことはまず考えられない。むしろ、脱退の働きかけをA2が拒絶したという状況こそが、「別れ」という言葉にふさわしい状況であり、この証言は、脱退の働きかけがあったという申立人の主張を裏付けている。

エ 飲食後のA2の行動

A 2は、「かかし」を出した後「幸子」に行き、A 3に電話をして、「旅行センターを出されるかもしれない。」「今晩会いたい。」と頼んでいるが、A 2が脱退工作を受けなければ、午後10時まで勤務のA 3を呼び出すことは考えられない。

また、A 2が、同月3日の朝、かつての上司であるC 1に電話をして、パルモの改札係として採用してもらえないかと打診したことも、A 2が脱退工作を受けたことを前提にしなければ理解できないものである。

オ A 2の担当業務の変更

被申立人は、同月1日に、B 4助役がA 2の健康問題を突然思い出してB 2首席助役に告げたと主張するが、B 4助役は、A 2と長年一緒に仕事をしており、A 2を旅行センターに推薦するに当たり、A 2の経験、実績のみを考慮し、健康状態を忘れていたということは極めて不自然である。

また、同月2日、B 5所長を加えず、B 7駅長とB 2首席助役の二人だけで、しかも、A 2の変更先や代替要員を決めることなく、同月6日付けでA 2を旅行センターから出すという決定をしているが、このような不自然な決定が合理的といえるほどの緊急性、必要性は認められない。

A 2は、過去2回、勤務中に気を失っているが、それ以外は普通に仕事を続けており、特に、旅行センターに関する業務については、旅行センターから離れた後も、自分で旅行を企画し、客を集め、添乗するといった、極めて優秀な実績を上げている。

確かに、被申立人が主張するように、自動車の運転中に発作を起こしたら、大きな事故につながる危険があることは否定できないが、A 2の病状は極めて安定しており、薬を飲んでいれば大丈夫だと医師に言われており、車の運転をやめた方がいいといった生活上の特別の指導、注意も全くなされていない。

このように、A 2の健康状態は、旅行センターで勤務する障害とはならず、したがって、同月2日、A 2に対する脱退工作が失敗するまでは、A 2の担当業務の変更は決定されておらず、むしろ、同月3日午前中に、B 2首席助役がB 7駅長と相談し、脱退拒否の報復として、A 2を旅行センターから排除することを決定したとみるべきである。

カ 労使事情

被申立人は、国労を弱体化させる攻撃の手段として、国鉄の分割民営化に協力した労働組合と国労とを差別するという労務政策をとり、そのため多くの不当労働行為事件が係属したが、各地方労働委員会は、不当労働行為であることを明確に認定している。

また、国鉄の分割民営化当初の会社幹部の発言にみられるように、被申立人は、明確かつ強力な不当労働行為意思を有していた。

このような被申立人の国労敵視の労務政策は、国鉄の分割民営化の直後に限定されていたのではなく、現在も途絶えることなく継続しており、各地区指導センターが東労組と対話集会やコミュニケーション活動を行い、国労とは一切行っていないこと、盛岡地区指導センターが、地区連絡会において、国労を脱退し、東労組に加盟した者を「意識改革社員」として報告していることは、その有力な証拠である。

(2) 被申立人の主張要旨

被申立人は、次のとおり主張する。

ア 平成4年4月2日のB2首席助役の発言

申立人は、平成4年4月2日、「かかし」において、B2首席助役がA2に対し、「変わる気持ちはないか。」などと発言し、国労からの脱退を働きかけたと主張するが、B2首席助役は、そのような言動は行っていないし、脱退を働きかける話は、一切していない。

イ B2首席助役がA2を飲食に誘った理由

A2の同月6日付け担当業務の変更は、同月1日付け担当業務の変更の直後のものであり、旅行センターへ推薦したB4助役が、処理は首席助役と駅長の判断に任せるとのことであったので、B2首席助役自らが、A2に伝えることとした。そして、その変更理由が、外に知られたくない健康上の理由でもあったので、昔話をし、飲みながら傷つけないように告げようと考え、B2首席助役は勤務終了後、A2を「かかし」に誘ったものである。

ウ 飲食終了時の状況

B2首席助役は、「かかし」において、昭和47年から48年頃一緒に勤務した当時の話や、A2の家族、野球の話等をして飲酒し、話の合間をみて、A2に担当業務の変更の話をしようと思ったが、懐かしい話で盛り上がっているところに水を差すようになりかねず、本人に傷つけないような言い方で話そうと思い、うまい言い方と切出し口を考えているうちに散会しそうになり、担当業務の変更の話を切り出すタイミングを失い、とうとう話せず散会したものである。

エ 飲食後のA2の行動

申立人の主張やA2の証言によると、A2がA3を「幸子」に呼んだのは、脱退工作を受けたことを報告し、相談することであったというが、「かかし」においては、A2が旅行センターから他の担当業務へ変更になるとは伝えられていないのに、A2が第一声として、「旅行センターから出されそうだ。」と述べることは、あまりにも唐突である。

A2は、このように早速友人を呼んで相談し、翌朝は、退職した元上司にまで相談している異常さで、旅行センターの担当業務に執着している。

こう考えると、A2は、「かかし」での別れ際に、B2首席助役から

「それじゃ、今日はお別れにしようか。」と言われたことを、担当業務の変更の話であると勝手に思い込んだものである。

オ A 2 の担当業務の変更

A 2 が、旅行センターから4月6日付けで他の担当業務に変更になったのは、次のとおり、A 2 の健康上の理由によるものであり、B 7 駅長の「A 2 社員の健康を考慮のこと」との説明にもかかわらず、旅行センターの業務に執着するA 2 が、担当業務の変更理由を他に転嫁したものである。

(ア) 盛岡駅においては、同月1日から実施する新規施策に必要な人選や、株式会社ジャスター等への出向の候補者の人選などで、人事作業は全く多忙を極め、ある程度の人選はしたものの、十分に熟考、精査する余裕もないまま、3月25日、一応4月の勤務指定を行った。

その後においても、効率的な業務運営等を図るため、業務上の必要性に基づき、勤務指定の見直しを行ったが、この見直しにより、4月中に盛岡駅で担当業務が変更となった社員は、A 2 を含め9名が存した。

(イ) 旅行センターへの担当業務の指定は、11名の増員を要することから、B 2 首席助役とB 5 所長及びB 4 助役らが話し合い、過去に旅行センター業務の経験のある社員や国内旅行業務取扱主任者資格のある社員を優先的に人選し、駅長に具申し、決定された。

A 2 も、過去に旅行センター業務の経験を有していたことから人選され、原案どおり、旅行センターの担当となることが決定され、3月25日頃に、B 4 助役から口頭で伝えられたほか、勤務指定表により明示された。

(ウ) 4月1日、B 2 首席助役はB 4 助役から、「3月段階の人選の相談の際には忘れていたが、どうしても気になることがある。」「A 2 は、昭和62年11月頃、勤務中、盛岡駅のジャスター前で倒れた。その後にも勤務中、めまいを起こして倒れ、救急車で運ばれた。」などと伝えられた。

そこでB 2 首席助役は、その当時の盛岡駅の首席助役等に電話をして、調査したところ、その旨の事実が確認され、A 2 が当時の上司から、自動車通勤を避けるよう指示されていたことなどもわかった。

B 2 首席助役は、A 2 が勤務中に発作を起こすようなことがあつては思わぬ事故になることも懸念され、社員管理上の面からも看過できないので、A 2 の旅行センターの業務を変更するほかはないと考え、4月2日、B 7 駅長に調査事実を説明するとともに、旅行センターから他の営業業務へ変更するよう具申し、即日、駅長から、同月6日からA 2 の担当業務を変更する旨の決定を得た。

この担当業務の変更は、同月3日、B 2 首席助役からB 5 所長に

伝えられ、同日夕方、B 5 所長からの指示で、B 6 助役が A 2 に伝えた。

カ 労使事情

申立人は、過去の古い書証を提出し、被申立人の不当労働行為意思を立証しようとするが、本件申立ては、盛岡駅という現場に管理職として初めて転任して1年を経たB 2 首席助役が、A 2 に対し、国労からの脱退を働きかける発言を行ったか否かと、その関係による担当業務の変更か否かの案件であり、前記書証は、全く関係ないものである。

2 当委員会の判断

本件は、平成4年4月2日、B 2 首席助役が、国労組合員であるA 2 を勤務終了後に、勤務先近くの居酒屋「かかし」に誘って飲食した際、国労からの脱退を働きかける発言をしたか否かが争われた事件である。

このことについて、申立人は、前記第2の1(1)アのとおり、B 2 首席助役は、「変わる気持ちはないか。」などと述べて、A 2 に対し、国労から脱退するよう働きかけたと主張し、被申立人は、前記第2の1(2)アのとおり、国労からの脱退の働きかけは一切していないと主張する。

このように、本件は、第三者が介在しない場における発言の存否が争われ、また、両当事者の主張が明らかに食い違っている事案であることから、当委員会としては、B 2 首席助役がA 2 を飲食に誘った理由、飲食時や終了時の状況、その後のA 2 の行動や会社の対応状況、さらには、両当事者を取り巻く労使事情などの背景をも総合的に勘案しながら、国労からの脱退を働きかける発言の存否ないし不当労働行為該当性の有無について、以下判断する。

(1) B 2 首席助役がA 2 を飲食に誘った理由

被申立人は、前記第2の1(2)イのとおり、A 2 の4月6日付け担当業務の変更が、同月1日付け担当業務の変更直後のことであったので、B 2 首席助役自らがA 2 に担当業務の変更を伝えることとし、また、その変更理由が、外に知られたくない健康上の理由であったので、昔話をし、飲みながら傷つけないように告げようと考え、A 2 を飲食に誘ったと主張する。

しかし、この点に関するB 2 首席助役の証言には、次のとおり、不自然さや疑問な点がみられる。

ア B 2 首席助役は、自ら担当業務の変更を伝えようとしたのは、「かつてA 2 社員と一緒に盛岡駅の出札職場で働いていた間柄であることもありまして」と、また、飲食に誘ったのは、「A 2 社員と昔話をしようというような気持ちもありましたし」と証言しているが、B 2 首席助役とA 2 は、前記第1の1の4(5)イで認定したとおり、約20年前の一時期、同じ職場で働いたことはあるものの、その後、個人的な交際はなく、一緒に酒を飲んだり、二人だけで話をするようなことはなかった。

イ B 2 首席助役は、同月 2 日の飲食において、結局、A 2 に担当業務の変更を伝えていない。

このことについて、B 2 首席助役は、「当初、A 2 社員の 4 月 6 日からの勤務指定変更の話をしようと思って飲んだわけですが、その変更理由が健康上の理由でありまして、せっかく懐かしい話で盛り上がってきたところへ水を差すことにもなりますし、できるだけ本人を傷つけないような言い方で話そうと思っていただけですが、なかなかうまく言い方が見つからず、話を切り出すタイミングを失ってしまいまして、とうとう話せずに関わってしまいました。」と証言している。

しかし、首席助役という駅長に次ぐ職にある者が、4 月 2 日という年度の変わり目の時期に、かつて一緒に働いた間柄とはいえ、ほとんど交流のなかった部下をわざわざ誘っているのである。にもかかわらず、懐かしい話で盛り上がり、話を切り出すタイミングを失ってしまい、結果として、担当業務の変更という職務上の話をしなかったということは、首席助役の立場にある者の行動として、通常、考えられないところである。

ウ B 2 首席助役は、「私から A 2 社員本人に直接話した方がいいと考え、夕方、A 2 社員の方に電話して飲みを誘った。」と証言している。

しかし、前記第 1 の 4 (6) アで認定したとおり、A 2 に担当業務の変更を伝えたのは、B 6 助役であり、B 2 首席助役ではなかった。このことについて、B 2 首席助役は、「いろんな業務を円滑に遂行していかなければならないという観点からだったと思う。」「今思えば、どうしてなのか、はっきり思い出せない。」などと証言しているように、納得できる理由の説明は、なされていない。

エ B 2 首席助役は、A 2 の担当業務の変更が非常に急な話であったことから、「誤解を生じてはまずいという面もあり、やはり直接話そうと思った。」とも証言している。

しかし、A 2 に対する担当業務の変更は、前記第 1 の 4 (6) アで認定したとおり、同月 3 日、B 6 助役から、「何かあったんですか。」「A 2 さんは 4 月 6 日から勤務箇所が変わるかもしれないということをお話してくれと、所長から言われました。」などと、あいまいに伝えられており、また、変更理由については、前記第 1 の 4 (6) ウで認定したとおり、同月 6 日になって初めて、B 7 駅長から「A 2 君の体のことを考えて一番良いと思いました。」と、理由らしきものが告げられただけであった。このように、同月 3 日以降においては、担当業務の変更理由について、A 2 が誤解しないようにという配慮が欠けていたと言わざるを得ない。

以上のとおり、担当業務の変更を伝えるために A 2 を飲食に誘ったという B 2 首席助役の証言は、信ぴょう性に欠けるものと認められ、被申立人の主張は採ることができない。

(2) 飲食終了時の状況

B 2 首席助役は、二人の飲食が「懐かしい話で盛り上がった」と証言しているが、前記第 1 の 4 (5) ウで認定したとおり、A 2 から割り勘を申し出て、しかも先に席を立ったという事実をみれば、少なくとも、飲食終了時においては、そのような状況になかったものと認められる。

また、申立人は、前記第 2 の 1 (1) アのとおり、B 2 首席助役が A 2 に対し、国労からの脱退を働きかけた際に、「それでは、あなたとはお別れだね。」などと発言したと主張するが、このことについて、B 2 首席助役は、懇談をやめて帰りましょうという意味で、「それじゃ、今日はお別れにしようか。」と述べたと証言している。

しかし、担当業務の変更を伝えるために A 2 を飲食に誘ったとする B 2 首席助役の方から、その目的を達しないうちに、なぜ「今日はお別れにしようか。」と散会を告げたのか、疑問である。

さらに、B 2 首席助役は、担当業務の変更を伝えなかったことについて、「なかなかうまい言い方が見つからず、話を切り出すタイミングを失ってしまいました、とうとう話せず終わってしまいました。」と証言しているが、「うまい言い方」や「話を切り出すタイミング」を考えていたのであれば、できるだけ話を切り出せるような方向に会話をもっていこうとするのが自然であり、どうして、自分の方から懇談をやめて帰りましょうという趣旨の発言をして、話を切り出す機会を放棄してしまったのか、理解に苦しむ。

以上によれば、B 2 首席助役が、懇談をやめて帰りましょうという意味で「今日はお別れにしようか。」と述べたと考えることはできない。

(3) 飲食後の A 2 の行動

A 2 は、前記第 1 の 4 (5) エで認定したとおり、「かかし」を出した後、A 3 に電話をして、「旅行センターを出されるかもしれない。」と告げ、翌日には、かつての上司である C 1 に、「私をパルモの改札に使っていただけませんか。」、「退職してもいいです。」などと電話で相談しており、このことから、A 2 は、B 2 首席助役との飲食後に、かなり動揺していたことがわかる。

こうした A 2 の飲食後の行動について、申立人は、前記第 2 の 1 (1) エのとおり、A 2 が脱退工作を受けたことを前提にしなければ、理解できないものであると主張し、被申立人は、前記第 2 の 1 (2) エのとおり、A 2 は、旅行センターから他の担当業務へ変更になるとは伝えられていないのに、A 3 に対する第一声として、「旅行センターから出されそうだ。」と述べることは、あまりにも唐突であり、B 2 首席助役から「それじゃ、今日はお別れにしようか。」と言われたことを、担当業務の変更の話であると勝手に思い込んだと主張する。

しかし、A 2 は、前記第 1 の 4 (6) イ及びウで認定したとおり、4 月 4 日、B 4 助役に、「なぜ国労が悪いんですか。」などと述べ、さらに同月

6日には、B7 駅長に、話をしたい旨申し出て、同月2日以降の経緯を詳しく説明し、「なぜ、旅行センターから2日間で出されなければならないのですか。なぜ、国労は旅行センターに置かないのですか。」などと述べている。

これらの行動からみると、A2は、B2 首席助役の「お別れにしようか。」の一言だけで、「旅行センターを出されるかもしれない。」と思いついたとは考えられず、むしろ、申立人が主張するように、脱退の働きかけを受けたA2が、そのことに動揺し、抗議するため、このような行動をとったものと解するのが相当である。

(4) A2の担当業務の変更

A2の担当業務が、4月6日付けで変更になったことについて、申立人は、前記第2の1(1)オのとおり、脱退拒否の報復として、A2を旅行センターから排除したと主張し、被申立人は、前記第2の1(2)オのとおり、A2の健康上の理由によるものであると主張する。

ア 盛岡駅において社員の担当業務を変更する場合、通常は、前記第1の4(1)ウで認定したとおり、首席助役と総括担当の助役等が原案を作成することとされ、3月における旅行センター要員の人選の際も、前記第1の4(4)アで認定したとおり、B2 首席助役は、B4 助役やB5 所長と打合せを行っている。しかし、4月6日付けのA2の担当業務の変更の際は、B2 首席助役がB5 所長らとの協議を行ったという事実は認められない。また、前記第1の4(6)ア及びエで認定したとおり、A2は、同月3日の勤務終了後に、休日明けの同月6日から担当業務が変更となる旨伝えられたが、その変更先については、変更の当日になって決定された。これらのことからみれば、A2の担当業務の変更は、通常の手続きによらず、性急に、しかも新たな担当業務を決定することなく行われたものと認められる。

さらに、被申立人は、前記第2の1(2)オ(ア)のとおり、3月の人事作業が多忙を極め、勤務指定について、十分熟考、精査できなかったため、その後、見直しを行い、4月途中で盛岡駅で担当業務が変更となった社員は9名いたと主張するが、前記第1の4(6)エで認定したとおり、平成4年4月から新たな業務を担当し、再び4月途中で、他の担当業務に変更となった社員は、A2を含め2名だけであり、しかもA2以外の1名は、営業推進チームの発足に伴う担当業務の変更であった。

したがって、A2の担当業務の変更は、「そこに2日間だけいるというのは、ちょっと考えられない。」とA3が証言しているように、異例な取扱いであったと言うべきである。

イ 被申立人は、前記第2の1(2)オ(ウ)のとおり、B2 首席助役は、B4 助役から、A2の健康問題について、「3月段階の人選の相談の際には忘れていたが、どうしても気になることがある。」などと伝えら

れ、その事実が確認されたので、思わぬ事故を懸念し、社員管理上も看過できないと考え、担当業務の変更を駅長に具申し、その決定を得たと主張する。

確かに、前記第1の4(3)エで認定したとおり、A2が以前、勤務中に意識が薄れ、救急車で運ばれたという事実はあるものの、3月段階の人選の相談の際に、B4助役がそのことを「忘れていた」のは、そもそも、会社がA2の健康問題をあまり重大とは受けとめていなかったからではないのか、という疑問が生じる。

また、前記第1の4(3)ウで認定したとおり、A2は、平成3年度において5回、団体旅行の添乗業務に従事している。社員に対し、主催又は手配旅行の添乗を命ずることは、前記第1の4(1)イで認定したとおり、現場長である盛岡駅長の専決事項であるが、A2に添乗業務を命ずるに際し、会社側がA2の健康問題を考慮したという事実は認められない。

以上によれば、異例な扱いをしてまで、4月6日付けでA2の担当業務を変更する業務上の必要性を認めることはできず、その変更がA2の健康上の理由によるものであるという、被申立人の主張は採ることはできない。

(5) 労使事情

前記第1の3(1)で認定したとおり、会社と国労を当事者とする不当労働行為事件は、労働委員会に数多く係属しており、また、前記第1の3(3)で認定したとおり、支社においては、東労組と行っているコミュニケーション活動を国労とは行っておらず、現場長が出席する会議において、国労を脱退したばかりの社員を「意識改革社員」として報告しているなどの状況をみれば、支社と盛岡地本の関係も、本件申立時において、決して正常な労使関係にはなかったものと認められる。

(6) 結論

以上を総合的に判断すると、申立人が前記第2の1(1)アで主張するように、B2首席助役は、平成4年4月2日の飲食において、A2に対し、「変わる気持ちはないか。」などと発言し、国労からの脱退を働きかけたものと解される。

なお、B2首席助役の発言は、必ずしも、国労からの脱退を明言する表現とはなっていない。しかし、本件の諸事情のもとでは、「変わる」という言葉は、「担当業務の変更」あるいは「国労からの脱退」に相当する意味としか考えられないところであるが、B2首席助役は、「担当業務の変更」については一切話していないと証言している。また、過去に、「変わらないか。」という表現で国労からの脱退の働きかけがあったとのA2及びA3の証言もあり、旅行センターの担当となったばかりの4月2日に、首席助役の職にある者が、わざわざ部下である国労組合員を誘った状況を併せ考えれば、「変わる気持ちはないか。」という趣旨の発言は、

国労からの脱退を働きかける意味であったと解するほかはない。

ところで、B 2 首席助役の使用者性について言及すると、前記第 1 の 4 (1) ア並びに 4 (5) ア及びイで認定したとおり、盛岡駅における首席助役という職は、駅長に次ぐ地位と権限を有し、また、B 2 首席助役と A 2 の間には、ほとんど個人的関係がなかったものと認められ、B 2 首席助役が A 2 を飲食に誘ったなどの行動も、当然、使用者の立場としてのものと判断される。

以上のとおり、B 2 首席助役が A 2 に対し、国労からの脱退を働きかけたことは、会社の職制機構の一員としてなされたもので、会社にその責任が帰されるべきものと解するのが相当であり、労働組合法第 7 条第 3 号に該当する不当労働行為であると判断する。

3 救済方法

申立人は、支配介入の禁止並びに陳謝文の手交及び掲示を求めているが、当委員会としては、主文の救済をもって足りるものと思料する。

第 3 法律上の根拠

以上の事実認定及び判断に基づき、労働組合法第 27 条及び労働委員会規則第 43 条により、主文のとおり命令する。

平成 5 年 9 月 21 日

岩手県地方労働委員会
会長 畑山尚三